

主権者としての自覚を持ち、社会のあり方に迫る力を養う社会科学習
～ 各分野における法を活用した授業実践を通して ～

1 設定理由

公職選挙法が改正され、18歳で選挙権が与えられる社会情勢において、中学生も主権者としての自覚をもち、適切に判断し行動することが求められる。そこで、社会生活における規範や私たちの権利を保障する「法」を教材として学習を進めることで、自身がその社会を構成している一員であることへの認識を高めることができる。また、将来進んで社会に参加する力を育むために、分野や単元を絞った単発的な学習ではなく、地理・歴史・公民の三分野において、つながりをもった学習を行うことで、人が築いてきた社会のこれからのあり方について、効果的に学習することができる。そして、「法」を身近なものとして捉えさせることが、社会参画の意欲を高め、よりよい社会の実現に向けた主権者としての意識を高める上で大切であると考え、本主題を設定した。

2 研究仮説

- (1) 法を通して社会的事象を考えることで、身の回りの出来事に対して関心を持って、よりよい社会の構築にむけて進んで参画する意欲が高まるだろう。
- (2) 行政機関と連携して身近な法をもとに学習を進めることで、自身が社会を形成する一員であることを自覚し、主権者としての意識が高まるだろう。

3 研究内容

- (1) 法を教材として活用し、地理・歴史・公民の多分野にわたって3つの手立てに沿って段階的に学習を行う。
- (2) 行政機関と連携し、『茂原市職員出前講座』を活用して「まちづくり条例」について講義を受け、よりよい茂原市を形成するための具体策を考える。
- (3) 中学生の対場からよりよい社会の実現に向けた具体策を考え、自らの手で市長へ届け、その意見を伝える。

4 結論

- (1) 法を教材として活用することで、政治や経済、時代背景や社会問題など様々な側面から社会を捉えることができ、よりよい社会とは何か、意欲的に考えることができた。
- (2) 行政機関と連携することで、生徒の興味・関心が高まると同時に、新しい発見を通して、生徒が身近な社会に対する関わり方について考えることができた。
- (3) 学習の成果が具体化し、市民として市政に関わることに対する重要性を理解し、自らが社会の担い手であるという主権者としての意識が高まった。

目 次

1	研究主題	1
2	主題設定の理由	1
3	主題について	
	（１）社会のあり方に迫る力とは	1
	（２）教材としての「法」の価値とは	1～2
4	学習の位置づけ	2
5	研究の目標	2
6	研究の仮説	2～3
7	学習の関連性とアウトライン	3
8	仮説の検証及び研究の実際	
	・手立て（１）私たちの社会生活に迫る学習	
	① 地理的分野：牛トレサビリティ法に関する授業	4
	② 歴史的分野：国家総動員法に関する授業	4～5
	・手立て（２）社会の変化に迫る学習	
	歴史的分野：不平等条約改正に関する授業	5～6
	・手立て（３）これからの社会に迫る学習	
	公民的分野：茂原市まちづくり条例に関する授業	6～9
9	成果と課題	10
10	参考文献	10

1 研究主題

主権者としての自覚を持ち、社会のあり方に迫る力を養う社会科学学習
～ 各分野における法を活用した授業実践を通して ～

2 主題設定の理由

社会の維持もしくはよりよい社会の構築について考えた場合、切り離せないものがいくつかに存在する。特に、2015年の6月に改正された公職選挙法は、3年後に選挙権が与えられるという意味で、中学生にとって遠い存在ではない。この法律は、昨夏（2016年）の参議院議員選挙から適用されたが、これは地方自治においても同様に適用されるため、国の政治に限らず、普段の生活に直結することについて18歳の段階で適切に判断し、行動することが求められる。また、主権者としての自覚を持ち、自らの行動が社会をつくっていくという認識のもとに、適切な選択をするための知識と判断力を獲得することが必要である。そのためには、世の中のできごとに関心を持ち、様々な角度からそれらを捉える必要がある。

そこで、社会生活における規範として用いられ、私たちの権利を保障する「法」を教材として学習を進めることで、自身がその社会を構成している一員であることを自覚し、社会の中の課題に対して興味や関心、そして健全な懐疑心をもって思考できると考える。同時に、主権者としての意識を高めることもできると考える。そして将来、主権者としての十分な役割を果たし、進んで社会に参加する力を育むために、分野や単元を絞った単発的な学習ではなく、地理・歴史・公民の多分野において同じように「法」を用いた学習を行う。そうすることで、人が築いてきた社会の共通性や相違点、また今後のあり方を見据えたつながりなど、限定されたテーマを学習することに比べて、はるかに効果的に学習を進めることができる。そして、今後も自分たちの手でつくられていく「法」というものを身近なものとして捉えさせることが、社会参画の意欲を高め、よりよい社会の実現に向けた迫り方を身につける上で大切であると考え、本主題を設定した。

3 主題について

（1）社会のあり方に迫る力とは

私は、社会のあり方に迫る力を「社会的な事象に対して、多面的・多角的な角度から検討や考察を行い、よりよい社会の形成に向けて、自らの主張や行動を自らの判断で柔軟に変化させながら、進んで社会に参加しようとする姿勢」〔参考文献（1）P.56〕と定義する。そのため、集団における相対的な評価ではなく、個人内の評価及び、その変化によってその力をはかることができ、社会的な事象に対して興味・関心をもって学ぼうとする態度や意欲を養うことが最も重要であると考え。

（2）教材としての「法」の価値とは

社会集団の中に生きる人間にとって忘れてはならないことは、自分と異なる道徳、宗教、習慣などの規範を持つ者が必ず社会には存在し、各々の規範にのみ基づいていた場合、個人の生活のみならず社会そのものも維持できなくなる可能性があるということである。そのため、共通の規範として法が存在し、その法には、①人々の行動の指針・評価基準を提示する

規範的機能、②制度的仕組みのもとで社会的効果をもたらす社会的機能、③意見や利害の対立を抑圧することなく平和的に解決する紛争解決機能という3つの機能があるとされている〔参考文献(2) P.16,17〕。そのため、法を通して学習することは、社会集団の中で生きる生徒たちに様々な見方や考え方をもたらすことができ、社会への関わり方をより明確にできるものであると考える。

4 学習の位置づけ

本研究は、学習指導要領の公民的分野『(1) 私たちと現代社会の「イ：現代社会を捉える見方や考え方」』に基づき、生徒一人ひとりが社会生活におけるきまりの意義について考え、現代社会を捉える見方や考え方を養うために、『地理的分野(2) 日本の様々な地域』に始まり、『歴史的分野(5) 近代の日本と世界』について法を活用した授業実践の研究である。

また、学習指導要領解説では、「様々な学習の工夫を行うこと、具体的・体験的な事例を取り上げて指導すること」が大切であると明記されており、「ここで習得した見方や考え方は、これ以降の学習に活用するとともに、繰り返し吟味してさらに広く深く成長させていくことが必要である。」とも記されているため、グループ学習・ICTの活用・ゲストティーチャーの活用・行政機関との連携など、学習の過程において主体的・対話的で深い学びの要素を盛り込みながら学習を進めていく。

5 研究の目標

地理・歴史・公民の多分野にわたって、段階的に法を教材として活用することが、生徒の主権者としての意識や社会参画の意欲を高める上で有効であることを明らかにする。

6 研究の仮説

主権者としての自覚を持ち、社会のあり方に迫る力を養う社会科学習を構成するにあたり、次の2点を仮説として設定した。

- ① 法を通して社会的事象を考えることで、身の回りの出来事に対して関心を持って、よりよい社会の構築にむけて進んで参画する意欲が高まるだろう。
- ② 行政機関と連携して身近な法をもとに学習を進めることで、自身が社会を形成する一員であることを自覚し、主権者としての意識が高まるだろう。

そして、仮説を検証するための手立てとして以下の3つの手立てを設定した。

手立て(1) 私たちの社会生活に迫る学習 … ①牛トレ批'リィ法 ②国家総動員法

法は、社会規範として制定と改廃を繰り返しながら存在し、私たちが法を守ることで、法が私たちを守ってくれるものであることを理解する。それと同時に、法は時代背景や社会情勢に応じて、自らの手で検討・改善していくことが重要であることを理解するための手立て。

手立て(2) 社会の変化に迫る学習 … 不平等条約改正

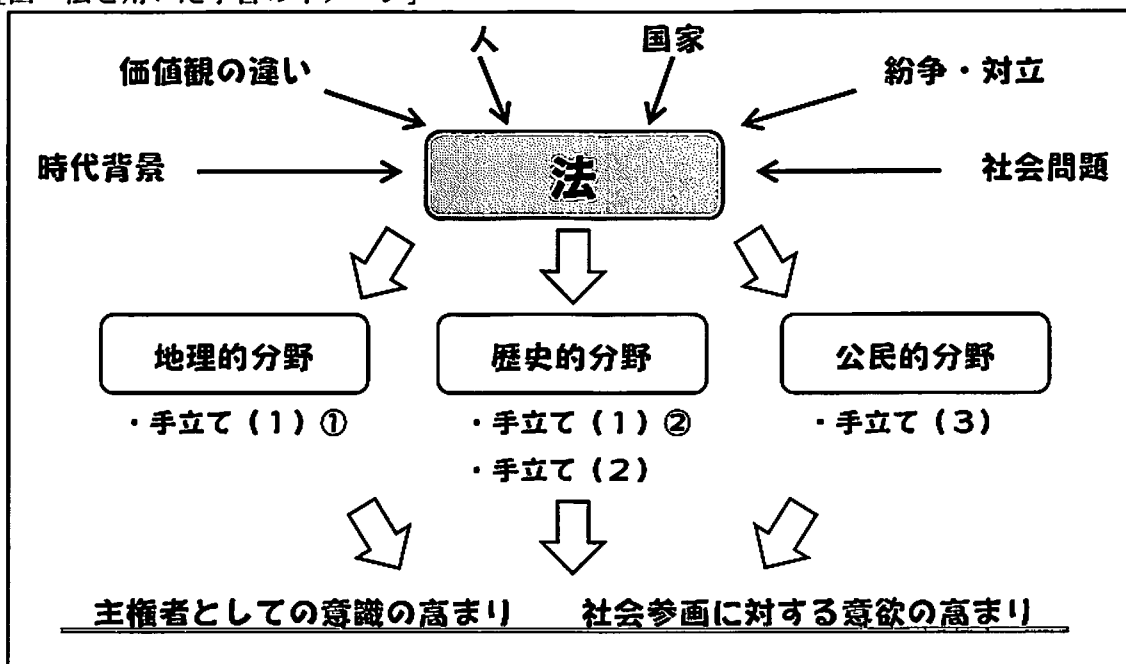
時代の変化や人々の価値観や考え方、外国との関わり方など、社会の変化に伴って法が変わっていくことを理解するための手立て。

手立て（３）これからの社会に迫る学習 … まちづくり条例

多文化社会となっている現代において、文化や習慣、価値観が人によって異なることが当然であることを前提に、よりよい社会を形成していくためにはどのような方法で、どのように関わっていけばよいかについて考えるための手立て。

7 学習の関連性とアウトライン

〔図 法を用いた学習のイメージ〕



〔表 学習のアウトライン〕

実施	学習内容と法教材	学習の重点
2017年 3月	手立て（１）① 〔地理的分野〕牛久保市条例	人の手によって法が制定され、法が私たちを守っていること、法は守らなければならないものであるということを理解する。
2017年 3月	手立て（２） 〔歴史的分野〕不平等条約改正	生麦事件と大津事件を比較して、社会の変化と法の変化が大きく関連していることを理解する。
2017年 6月	手立て（１）② 〔歴史的分野〕国家総動員法	様々な意見や立場を考慮した上で、悪法は改善すべきだということを理解する。
2017年 6月	手立て（３） 〔公民的分野〕まちづくり条例	よりよい社会の実現に向けて、どのようなことをすべきであるか、どう関わればよいかを考える。
2017年 10月～	（予定）〔公民的分野〕 国の政治の仕組み	これまでの学習を受けて、日本の政治の仕組みを理解する。
2017年 10月～	（予定）〔公民的分野〕 地方自治	これまでの学習をもとに、身近な政治のあり方について考える。

※授業実践の詳細は資料参照

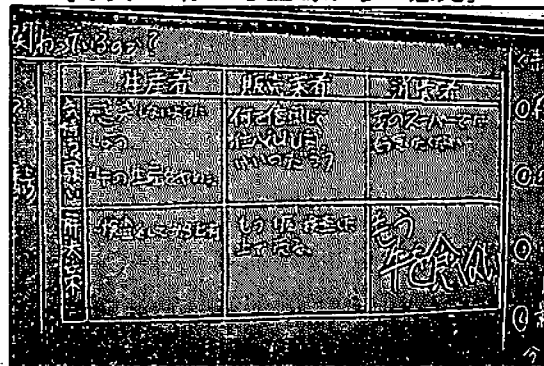
8 仮説の検証及び研究の実際

手立て（１）私たちの社会生活に迫る学習

【①地理的分野：牛トレサビリティ法（単元名：日本の諸地域「北海道地方」）】（2017年3月実施）

北海道の主要な産業の一つである酪農に関連して、BSE問題がきっかけとなって制定された「牛トレサビリティ法」を用いてその法律が制定された経緯を理解し、消費者の安全を確保するために国家が制定した法律としての意味合いについて考え、食の安全性や外国との関わりについて、身近なものとして捉える力を養う学習を実践した。

〔写真1 様々な立場からの意見〕



〈生徒の感想〉

【感想・意見・疑問点】

色々な問題と事件があったから、たくさんの法律が出来てきたんだなって興味があった。色々な法律が出来た経緯をもっと知りたいなって思った。

【感想・意見・疑問点】

世界中でいろいろなことが起きて、それに対して解決策を導き出せるというのはすごいことだと思う。人ってこう考えると、自分の犯したあやまちをきちんと自分で解決しているんだなあ……!!!

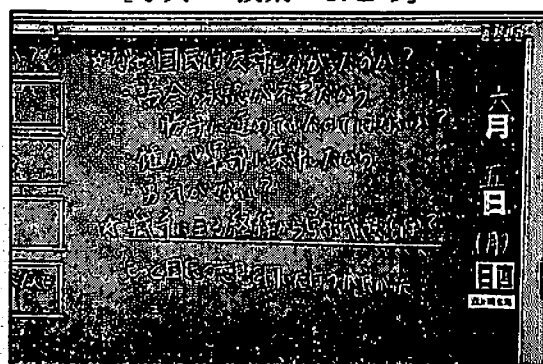
〈考察〉

生徒の感想からも分かるように、失敗から学ぶことがとても大切であり、解決に向けた方法を共有するために法が存在していることに気づくことができた。また、アンケート結果（資料2）からも、地理分野の学習と法が密接に関わっていると認識する生徒が20%以上増加したことから、社会生活を見直す尺度としての法を有効に活用することができた。

【② 歴史的分野：国家総動員法（単元名：日中全面戦争）】（2017年6月実施）

国家総動員法は、戦時下に日本国民の自由を極端に制限した法律である。この法律がなぜ成立してしまったのか、なぜこのような状況になるまで国民は気づかなかったのか、それとも気づいていて何もできなかったのかということについて、当時の国民の感情の部分や時代的な背景、その経緯などについて考え、私たちと法との関係について考える学習を行った。

〔写真2 授業のまとめ〕



〈生徒の感想〉

★このような戦争に至る経緯から、学ぶべきことはどんなことだろう？

もともと国民の意見を聞きながら、こうしたんだけど、
発信していけばよかったと思う。

★このような戦争に至る経緯から、学ぶべきことはどんなことだろう？

みんな話し合い、意見を述べて良い方にくるように
考えていく。

〈考察〉

当時の社会情勢を考えると、簡単に変えられる状況ではなかったのは予想できるが、やはりよりよい社会を実現していくためには、人々の意見をしっかりと取り入れていくことが重要であることに気づくことができている。受け身の姿勢ではなく、積極的に関わっていくことが社会の形成には必要であると感じていることがわかる。

また、当時の国民の感情という国政とは違って、身近なレベルにまで思考を下げることによって身近な生活における決まりの有用性に気づくことができていることが、アンケート結果（資料2）からも見て取れる。

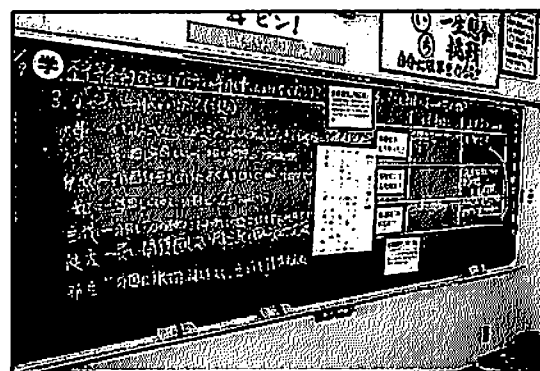
手立て（2）社会の変化に迫る学習

【歴史的分野：不平等条約の改正（単元名：欧米列強の侵略と条約改正）】（2017年3月実施）

1858年に結ばれた日米修好通商条約は、外国に領事裁判権を認め、日本に関税自主権がないという意味合いから、不平等条約と呼ばれている。

[写真3 事例の比較とまとめ]

その不平等条約の撤廃に対する国民的要求の高まりを理解するためにノルマントン号事件を導入として、イギリスをはじめとする欧米諸国が捉えていた日本の法について、生麦事件と天津事件の結果を比較することで、当時の日本の法制度の未熟さが条約改正を遅らせた一つの要因であることを



を理解し、法制度の変化が社会の変化をもたらした事例について考える学習を行った。

〈生徒の感想〉

6. 法律が社会に与える影響はどんなことだろう？

法律が整っていないと社会も安定しない。
法律が定まれば、社会も定まる。

6. 法律が社会に与える影響はどんなことだろう？

国が平和になる。
より良いくらしができる。

〈考察〉

社会を形作るために必要な基準となる法が変化することで、社会自体が大きく変化し、他の国々からの捉えられ方や関わり方が大きく異なることが理解できた。特に、江戸時代から明治時代にかけて、歴史的にも社会が大きく変容していることを前提にしたときに、法という側面から歴史を捉えることができ、新しい視点から思考することができた。

手立て（３）これからの社会に迫る学習

【公民的分野：まちづくり条例（単元名：現代社会の見方や考え方）】（2017年6月・7月実施）

千葉県内では茂原市と流山市の2つの自治体でしか施行されていない、市民と行政が協働してまちづくりを行うための条例を一つの法教材として活用し、生徒の社会参画の意欲と主権者としての意識の向上をめざす学習を実践した。

特に、今回は一つの単元を通して学習を進め、実際に社会の形成に関わる際の具体的な関わり方や方法、現状における課題及びその改善点などについて、茂原市職員出前講座を活用した。そこで、ゲストティーチャーによる学習の機会を設定するとともに、最終的には生徒それぞれの考えや学習の成果を茂原市長に届けるというプロセスを設け、社会との関わりが具現化できるように指導を行った。

ア 指導の実践（7時間扱い）

時間	学習活動と内容	生徒の思考の流れ
1	〔社会集団の中で生きる私たち〕 ①社会集団を考える 人間は生まれながらに家族や学校をはじめとした社会集団の中で生活していることを理解し、特に身近に起こったトラブル（武道館の使用頻度）を事例に、集団における対立の存在と合意にむけた具体的な方法について考える。	・武道館は、どの部活も平等に使うべきである。 ・悪天候の日は、外部活が優先的に使えるのはどうか。 ・体育館の部活も、週一回は体育館を使えない日があるため配慮すべき。 ↓ ・集団で生活するためには、互いに考え方や価値観の違いがあることを理解することが大切である。
1	〔効率と公正〕 ②社会集団における価値観の違い ディズニーリゾートでのアトラクションに乗る際の並び方（シングルライダー）と、レジの並び方の違いを事例に、社会集団の中で生活していくために欠かすことのできない“効率”と“公正”の考え方について話し合いを行い、それぞれの長所と短所を考え、よりよい社会をつくっていくために必要なことは何か考える。 ※シングルライダー … 一人で来場しているお客さんに対して、空いている席を優先的に案内していく制度。	・回転率や他の客がたくさんアトラクションに乗るためには、効率を優先すべき。 ・同じ料金を支払っているのだから、公平に同じように並ぶべき。 ・その制度などを知らない人もいるのだから、不満として感じる人もいるのではないか。 ・良い面も悪い面も両方存在するから、自分できちんとそれを理解して、選択した方がよい。 ↓ ・考え方が異なる人々が存在するのは当然のことであるから、ある程度基準となるもの（決まり、ルール）が必要である。

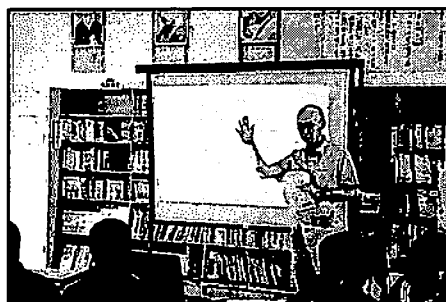
2	[決まりを作る目的と方法] ③社会集団における決まりの意義 世の中にはどのような決まり・ルールが存在しているのか、グループごとに調べ、その内容及び特徴、その決まりがつくられた要因についてまとめる。また、条例とは何かということ、各自治体の特徴的な条例をもとに理解する。 ④茂原市職員出前講座 ゲストティーチャーとして市の職員を講師として招き、「まちづくり条例」に関して、その概要や条例制定の社会的な背景や経緯、現在の茂原市が抱える課題や今後のとりくみなどについて講義を受け、決まりの目的とそれらをつくっていく具体的な方法について考える。	・身近にある決まりにはどのようなものがあるのか。 ・知らない決まり（法律，規則，条例）がたくさんあり，細かなところまで定められている。 ・自分たちの生活にも関わりのありそうな決まりがある。 ・「まちづくり条例」とは一体何か。 ・「まちづくり条例」が制定されるにはどのような経緯があり，どのような人が関わって制定されたのか。 ・中学生を含めた，子どもたちは社会にどう関わることができるのか。 ↓ ・制定に至るまでに多くの検討の機会が設定され，それぞれに市民が意見を出しながら長い年月をかけて制定された。 ・市民，行政（市），議会が連携してまちづくりを担っていく基本方針・体制が確立された。 ↓ ・どのようにしたら，さらによりよい茂原市にすることができるか。
3	[決まりの評価と見直し] ⑤条例案を考える 中学生の立場から考える，よりよい茂原市を形成していくために必要な条例案をグループごとに考える。 ⑥⑦条例案についてまとめる グループごとに考えた条例案の要点をまとめ，パソコンで形式を整えた上でその内容について文書にする。	・茂原市には県内でも特徴的な条例がある。 ・よりよい茂原市をつくるためにはどのような決まりが必要か。 ・中学生として茂原市に希望することは何か。 ↓ ・自分たちで考えた条例案を市長にも見てもらい，市民の意見として参考にしてほしい。

イ 授業実践の詳細

④ 茂原市職員出前講座（2017年6月28日実施）

茂原市で開講している出前講座に基づき，まちづくり条例の制定に，最初から携わってこられた生活課の職員の方にお越しいただき，3年生を対象に「まちづくり条例」の内容からその経緯，茂原市の現状と今後の課題や具体策などについて，まちづくりを学校づくりやスポーツに置き換えながら講義をしていただいた。

[写真4 出前講座の様子]



〈生徒の感想〉

茂原に 2つしかない「まちづくり協議会」が
五郷地区にあることに驚いた。自分もその土地で
に住んでいるので、将来もし関わる事があれば、
積極的に関わってみたい。

茂原市のことで知らないことがたくさんあった。
市民としてしっかりと勉強しなければならぬと思った。

〈考察〉

自分が住んでいる地
域の特徴に気づくこと
ができている。また、
市民としての自覚が高
まり、今後の学習に対
して意欲を持っている
ことが分かる。

⑤ 中学生の立場から条例案を考える (2017年6月29日実施)

前時の出前講座を受けて、よりよい茂原市を形成していくために必要な決まりを、条
例案として考え、まちづくり、交通安全、財政、政治参加などの視点を取り入れながら
グループごとに話し合いを行い、それぞれの条例案について発表した。

〔写真5 グループで話し合う様子〕



〔写真6 考えた条例案を発表している様子〕



〈生徒の感想〉

条例をつくるのは難しかったけど、
おもしろかった。でも、お金の問題とか、
茂原には課題があるから、
これから良くなるようにしたい。

大人になってからまた考えてみたい。

〈考察〉

財政面での課題に触れ
るなど、現実的な見方や
考え方ができている。ま
た、将来立場が変わって
から考えようとする前向
きさがうかがえる。

⑥⑦ 考えた条例案をまとめる (2017年7月実施)

各グループで考えた条例案について、インター
ネットを用いてその内容に関連する事例や資料を
調べながら、条例の名前、制定する理由、内容と
規定等について簡潔にまとめた (ただし、実際の
条例で必要となる前文等については割愛し、ポイ
ントとなる部分が明確になるように作成した)。

〔写真7 まとめの様子〕



〈生徒の感想〉

規則として条例をつくるためには、たくさんの人
が納得しなければならぬことが分かった。世の中は
いろいろな考え方をしている人がいるから、みんなが
不満を感じない社会をつくりたい。

〈考察〉

効率・公正という観点
からも、誰か一人の意見
だけで決めてはいけな
いことに気づいている
ことが分かる。

ウ 作成した条例案を茂原市長へ提出

社会集団のあり方について考えるところから、出前講座を
経て作成した条例案を、2017年7月20日（木）に茂原市長
へ提出した。その際、教育長をはじめ、茂原市教育委員会の
課長、主幹等、行政機関に携わる方にもお越しいただき、代
表生徒2人からその条例案の内容について説明し、田中豊彦
市長からは「茂原市のために一生懸命考えていただきありが
とうございます。これからの社会を担っていくのは皆さんで
すから、いろいろなことに挑戦してください。」と労いの言葉
をいただいた。

〔写真8 提出の様子〕



〈生徒の感想〉

今回、自分で作った条例案を直接、自分の手で市長さんにお渡しすることは、
とても緊張すると共に、不安がありました。市長さんが条例案に目を通して下さい、
た時は、どう思っているのかとドキドキしました。市役所に足を運び意見を提出
することは、日常の中でほとんど無く、茂原市のためになれたのでは、と嬉し
く思いました。貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。

〈単元としての考察〉

行政機関の協力を得たことで、違った角度から生徒が新しい発見をすることができ、
またその内容も専門的なものであったため、生徒の興味をもって学習を進めることが
できた。そして、その学びから社会の中には様々な立場や状況が存在することに気づ
くことができ、自らの考えを市長へ伝えるべく意欲的に話し合いを行う姿が見られた。

アンケート結果（資料3）からも、「世の中のできごとに関心がある」という項目に、
あてはまる・どちらかと言えばあてはまると答えた生徒が71.7%から79.6%に増加し、
「茂原市に愛着がある」という項目においては、あてはまる・どちらかと言えばあて
はまると答えた生徒は、67.9%から77.8%へと大きく増加している。さらに、学習終
了後には「茂原市のまちづくりに関わりたい」という項目に、あてはまる・どちらか
と言えばあてはまると答えた生徒は、81.5%に達し、ほとんどの生徒が今回の学習を
通して茂原市のまちづくりに対する市民としての意識が高まったことが分かる。

9 成果と課題

〈成果〉

- ・法教材を用いることは、政治や経済、社会問題など社会の様々な側面を考慮しながら学習を進めることにつながり、立場や考え方を変えながら多面的に学習を進めることができた。
- ・出前講座を活用したゲストティーチャーによる学習をはじめ、学校現場だけでなく行政機関とも連携することで、生徒の興味・関心が高まると同時に、新しい発見を通して、身近な社会に対する関わり方について考えることができた。
- ・まとめとして「条例案」という形にすることで、学習の成果が具体化し、生徒の社会科学学習に対する達成感や成就感が高まるとともに、市民として市政へ関わることに對する重要性を理解し、自らが社会の担い手であるという主権者としての意識が高まった。
- ・約半年間に渡って計画的に学習を進めたことで、一つの単元・題材にとらわれずに学習を積み重ねることができ、生徒の意識の変容を長期間にわたって追うことができた。

〈課題〉

- ・条例案を検討する際に政治分野・経済分野それぞれの学習が不十分であったため、その内容において現実とのギャップが生じてしまうことがあった。そのため、今回の学習を受けて、今後の学習（公民的分野の地方自治の学習など）につなげていくことが必要である。

10 参考文献

- (1) 唐木清志 編『「公民的資質」とは何か・社会科の過去・現在・未来を探る・』

東洋館出版、2016 年

- (2) 戸田善治『社会が見えてくる“法”教材の開発』明治図書、2008 年

- (3) 田中成明『法学入門』有斐閣、2005 年

- (4) 文部科学省『学習指導要領 解説 社会編』

- (5) 文部科学省『学習指導要領 解説 社会編（2017 年 6 月改訂版）』

主権者としての自覚を持ち、

社会のあり方に迫る力を養う社会科学習

～ 各分野における法を活用した授業実践を通して ～

資料編

目 次

I 茂原市の概要

【資料1】茂原市の概要	1
-------------	---

II 社会科に関するアンケート

【資料2】質問項目・集計結果	2～4
----------------	-----

III 手立て（1）①「牛トレーサビリティ法」に関する授業

【資料3】牛トレーサビリティ法の内容	5
【資料4】パワーポイント資料	5
【資料5】ワークシート	6～7
【資料6】学習の様子	8

IV 手立て（1）②「国家総動員法」に関する授業

【資料7】国家総動員法条文	9
【資料8】学習の様子	10

V 手立て（2）「不平等条約改正」に関する授業

【資料9】生麦事件と大津事件の概要	11
【資料10】パワーポイント資料	11
【資料11】ワークシート	12～13
【資料12】学習の様子	14

VI 手立て（3）「まちづくり条例」に関する授業

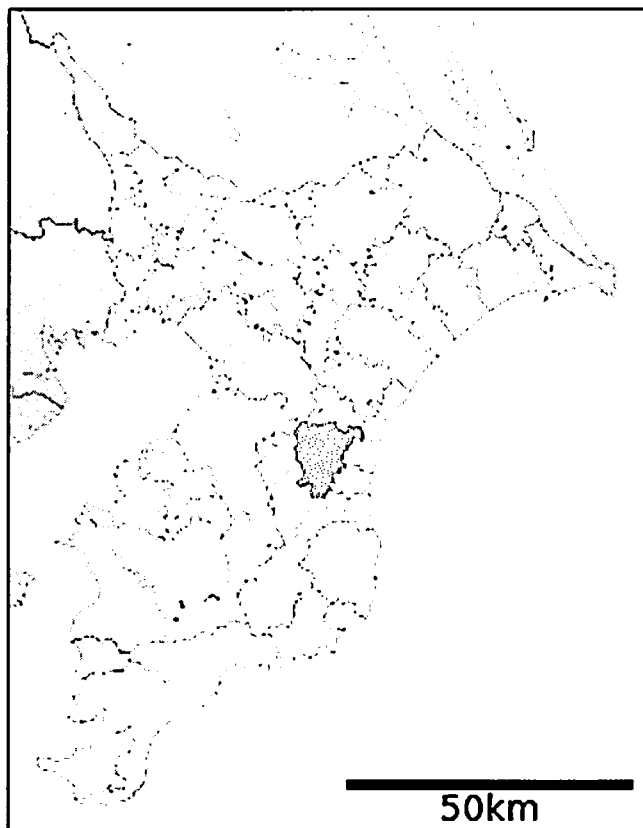
【資料13】茂原市職員出前講座の様子	15
【資料14】条例案を考える授業の様子	15
【資料15】「条例案作成」に関する指導案（展開）	16
【資料16】生徒が考えた条例案①	17
【資料17】生徒が考えた条例案②	18
【資料18】茂原市長へ条例案を提出する様子	19

I 茂原市の概要

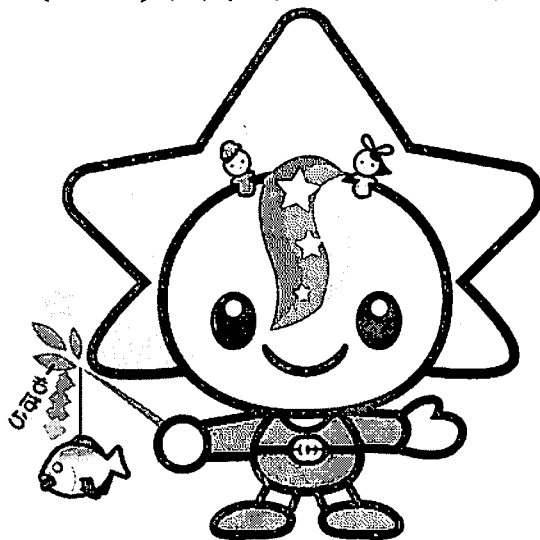
【資料1】茂原市の概要

千葉県ほぼ中央東部に位置し、都心から約70km圏内、千葉市から約30kmの距離に立地している。面積99.92km²、東西11.7km、南北13.1kmで古い街道筋にあり、かつては交通、商業の要衝として栄えた。明治中期には、天然ガスが発見され、近代産業が発展したことに伴い、市内には多数の関係企業が立地している。市中心部は、外房線沿線に立地し、特に茂原駅周辺に住宅地や商店街が立ち並び長生地域における人口・商業・産業集積の場となっている。

〔茂原市の位置〕

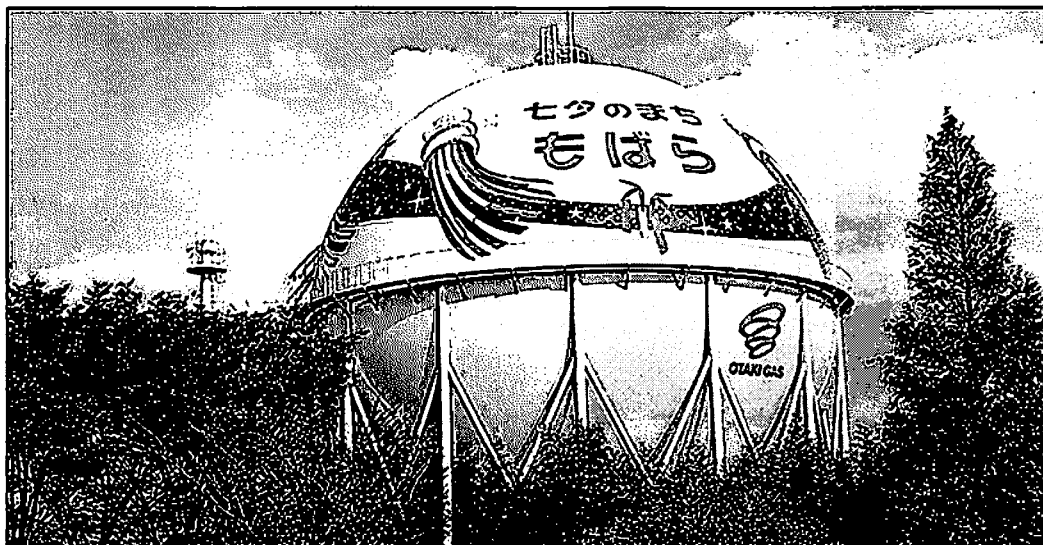


〔マスコットキャラクター モバリん〕



モバリんは、平成23年7月に茂原七夕まつりマスコットキャラクターとして誕生した。その後、平成24年11月に市制施行60周年を迎えるにあたり、茂原市のマスコットキャラクターとなり、七夕まつりを始め茂原市を訪れる人々を元気にし、茂原市の魅力を全国に発信している。また、茂原市からのお知らせや各種イベント等のPR活動を行っている。

〔天然ガスホルダー（茂原市内）〕



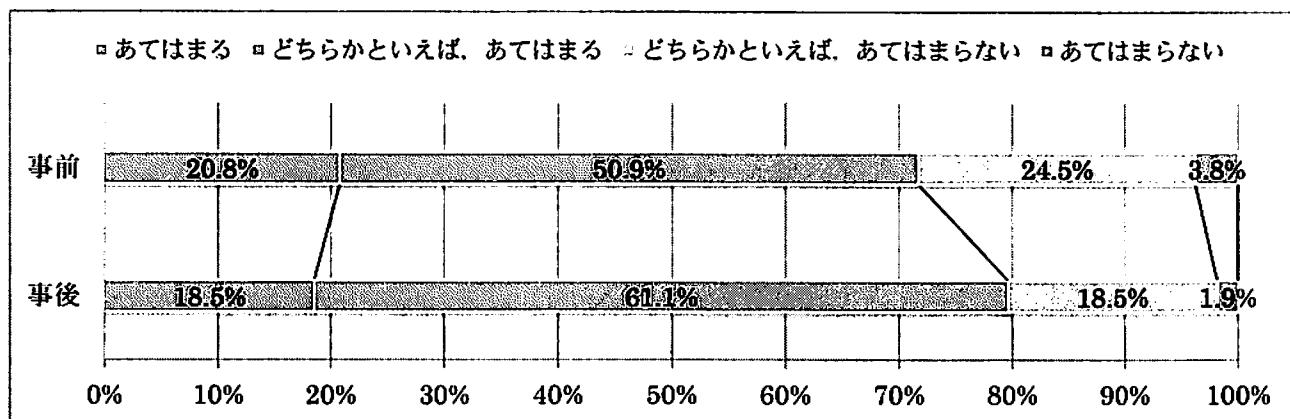
Ⅱ 社会科に関するアンケート

(事前：2017年2月，対象53人 / 事後：2017年7月，対象54人)

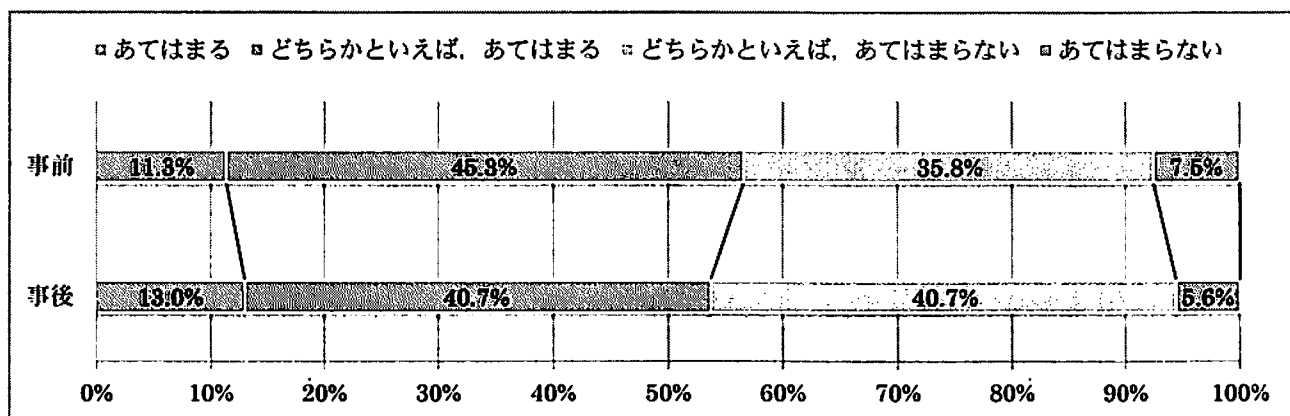
【資料2】質問項目と集計結果 (抽出した項目のみ)

☐ …あてはまる ☐ …どちらかといえば，あてはまる
☐ …どちらかといえば，あてはまらない ☐ …あてはまらない

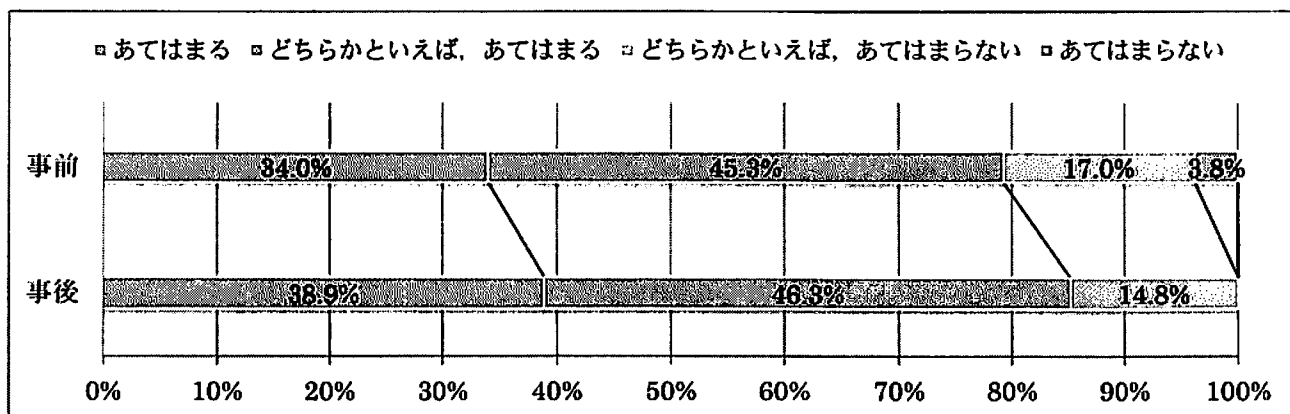
(1) 世の中のできごとに関心がある



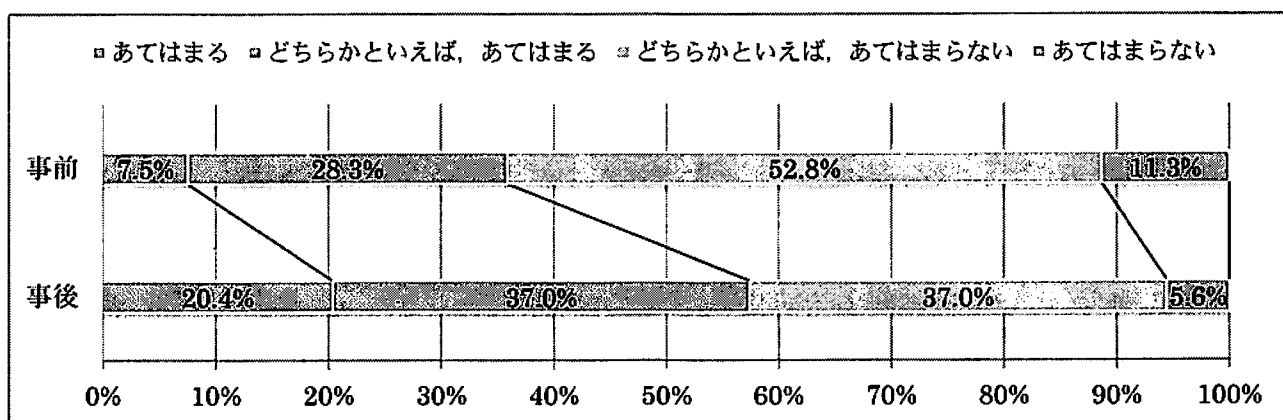
(2) 世の中の出来事について自ら理解したい・知りたい



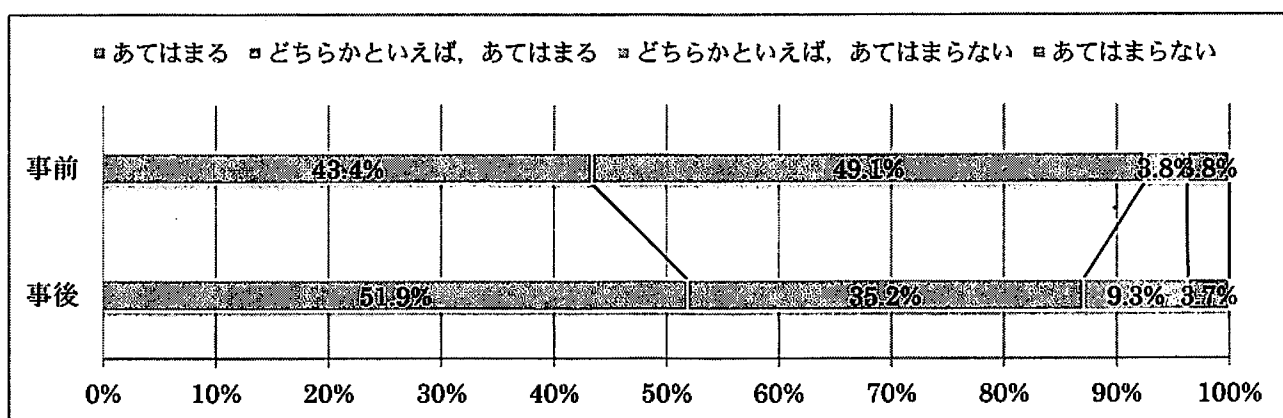
(3) 社会科の学習で学んだことが，これからの生活に役立つと思う



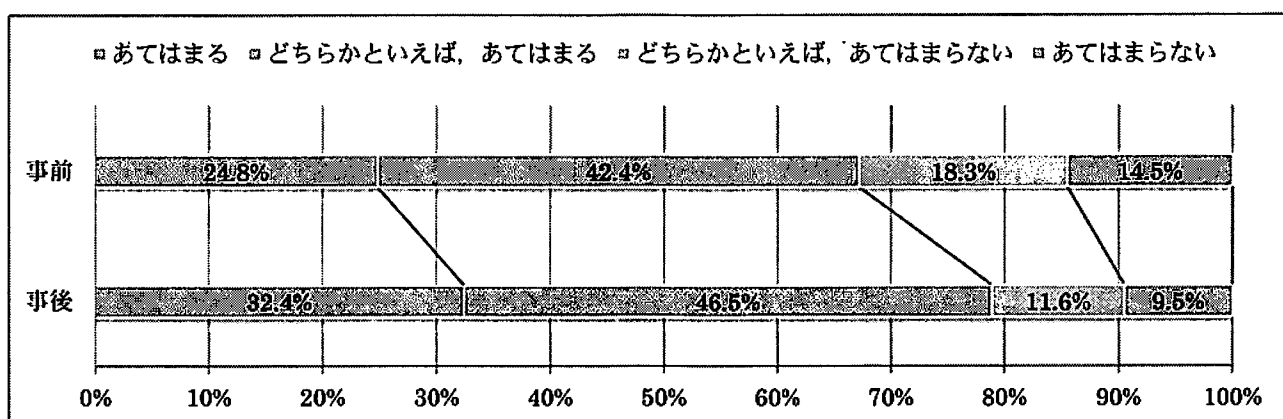
(4) 地理の学習と法は関係がある



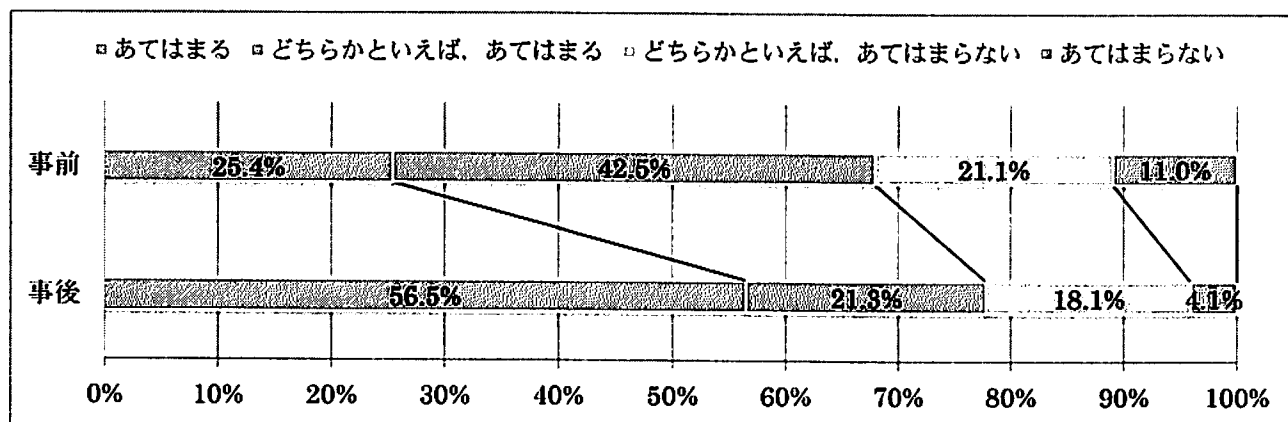
(5) 歴史の学習と法は関係がある



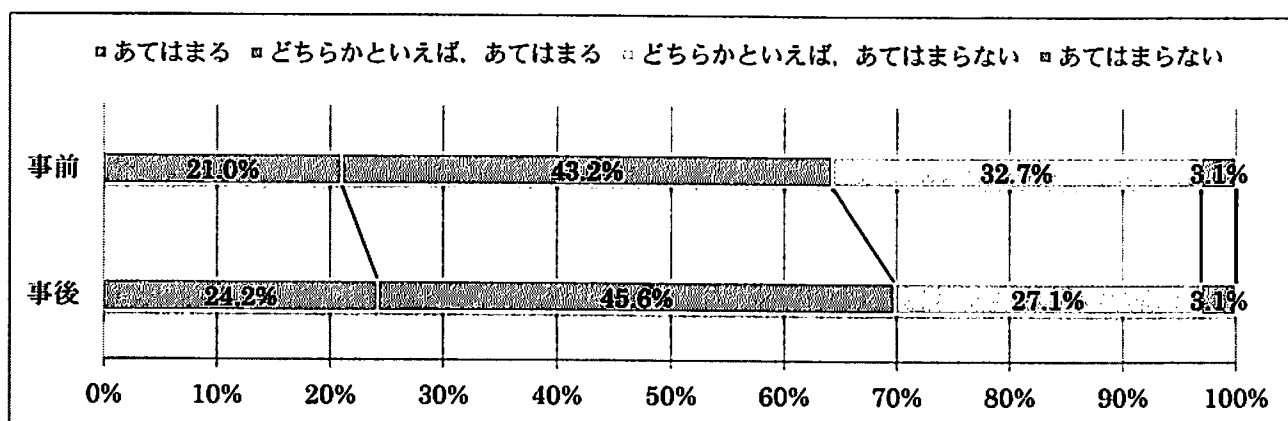
(6) 法などの決まりが自分たちの生活と関わっている



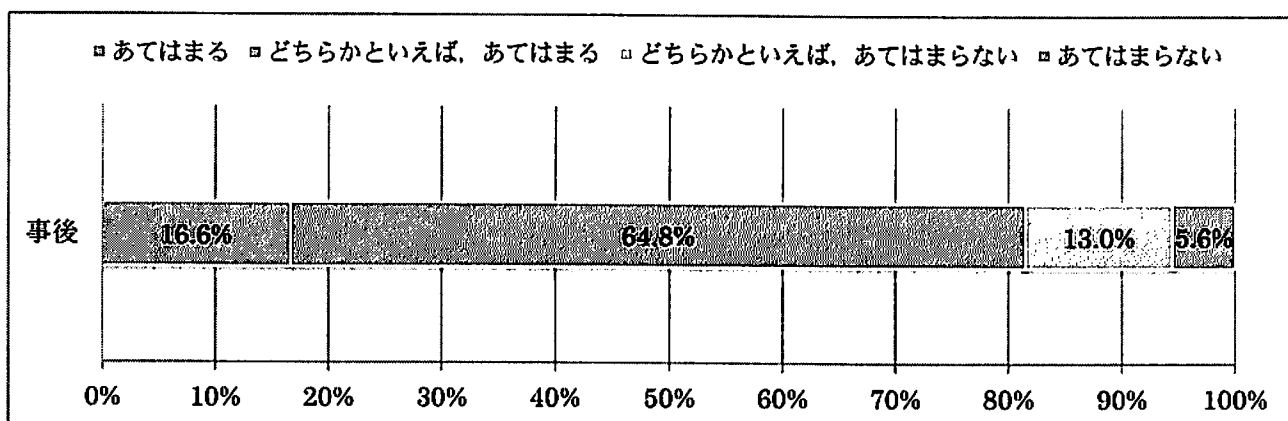
(7) 茂原市に愛着がある



(8) これからも茂原市に住み続けたい



(9) 茂原のまちづくりに関わりたい



Ⅲ 手立て(1) ①「牛トレーサビリティ法」に関する授業

【資料3】「牛トレーサビリティ法」の内容

正式名称は「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」である。牛を個体識別番号で一括管理するとともに、生産から流通・消費の各段階における情報を正確に伝達して、消費者に対して個体識別情報を提供することを目的とした法律。

【資料4】パワーポイント資料

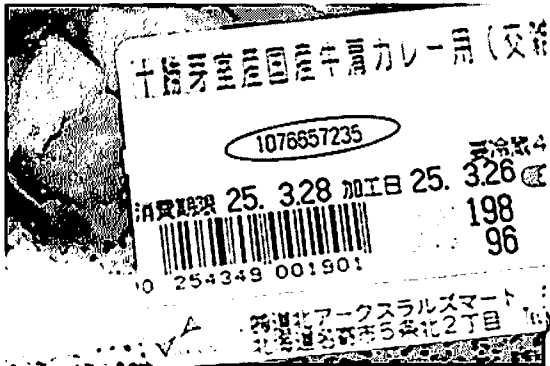
**【地理】自然と共に生きる
私たちのくらし**

～北海道における
大規模な牛の飼育に注目しよう～

1. 北海道で飼育されている肉用牛の頭数は？



10桁の数字は何を表しているの？



なぜそのような表示がされるようになった？



生産者・販売業者・消費者それぞれの願いは？

3. 国がとった方法は？

『**トレーサビリティ法**』の制定

… BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促すための法律。

【資料 5】ワークシート

[地理]自然とともに生きる私たちの暮らし

____月____日

～ 北海道における大規模な牛の飼育に注目しよう ～

氏人〔 〕

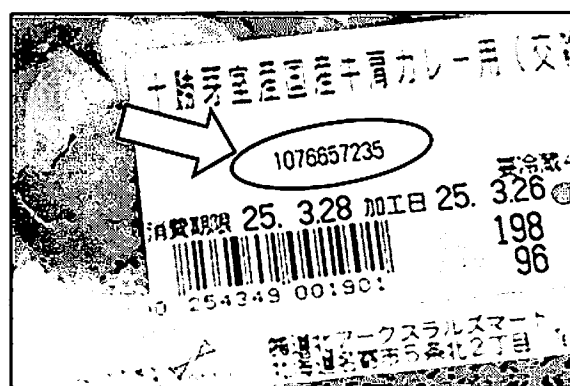
1. 北海道で飼育されている、肉用牛の頭数はどれくらいだろう？

予想	実際（平成 26 年度）	
頭	頭	全高に占める割合 %

2. 右の写真の 10 桁の番号は、一体何を表しているのだろうか？

予想	
----	--

實際



②なぜこのような表示がされるようになったのだろうか？

-



気持ちは？ 願いは？	生産者	販売業者	消費者



その後の 解決策は？			
---------------	--	--	--

3. 国がとった方法は...

『.....』の制定

… BSE のまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促すための法律。

○制定されるまでの経緯は？

牛海綿状脳症(BSE)や偽装表示の問題を受け、牛肉の生産流通過程の透明度を高めるため、03年12月から施行。牛1頭に10けたの個体識別番号を付け、出生から食肉処理や販売まで情報開示するよう、関係業者らに義務づけた。違反した場合は農水相が改善を勧告・命令し、悪質な場合は告発を検討する。

(2008-06-21 朝日新聞 夕刊より)

【この法律についてまとめよう】

制定の経緯 (なぜ?きっかけは?)	
制定の理由 (何のために?)	
制定の中心 (誰がつくった?)	
制定の影響 (その結果は?)	

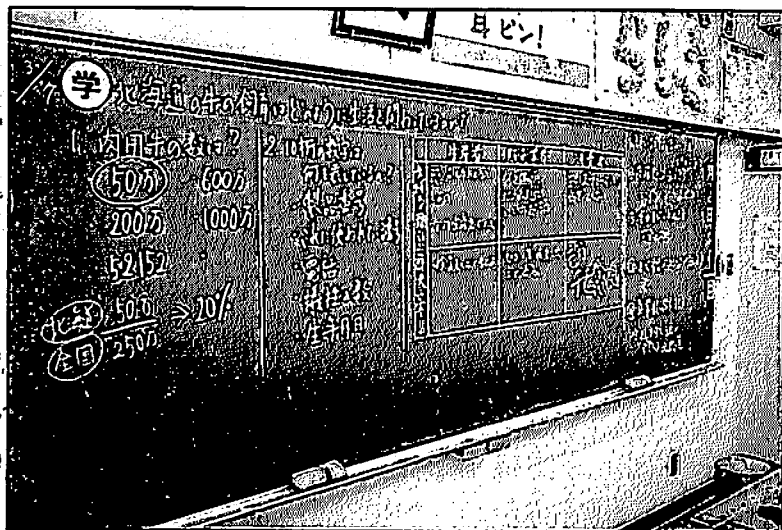


【君たちはこの法律をどう思いますか?】

--

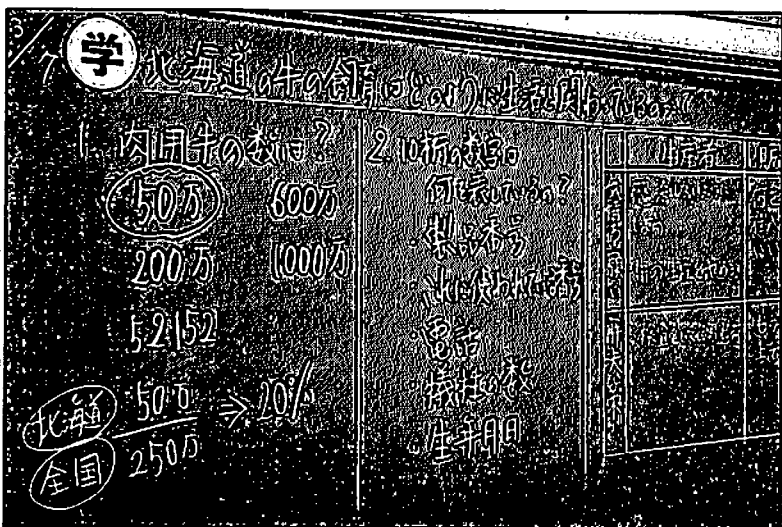
【感想・意見・疑問点】

【資料6】学習の様子



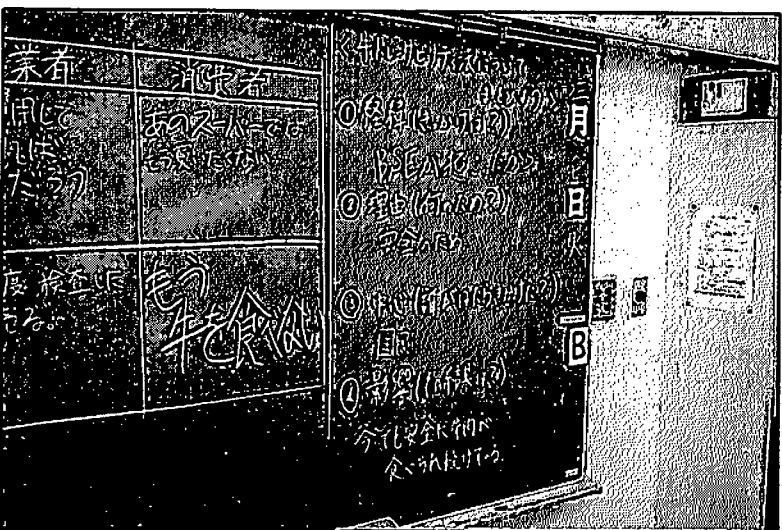
一時間の中で生徒自身の思考の流れ(左から右)が分かるように、板書を工夫した。

生産者・販売業者・消費者の様々な立場から事例を考えることで、多面的な見方をすることができた。



生徒の予想(北海道での肉用牛の飼育数と牛肉のバックに記された10桁の数字)をもとに学習問題を設定して授業を展開した。

予想と一致している項目もある一方、見当違いな回答も見られることから、この段階では、実生活との関わりが薄いことが分かる。



牛トレーサビリティ法について、経緯・理由・担い手の中心・その後の影響の観点からまとめる中で、食の安全という部分で、現在の生徒との関わり気づくことができている。

Ⅳ 手立て(1)②「国家総動員法」に関する授業

【資料7】国家総動員法条文

国家総動員法(昭和13年法律第55号)(全文口語訳)

※分かりやすくするために、用語を替えたり、カタカナをひらがなに直した部分がある。

第一条 本法律において国家総動員とは、戦争時(戦争に準ずる事変も含む)に際して、国防目的の達成のため国の全力を最も有効に発揮できるように人的、物的資源を統制し運用することをいう。

第二条 本法律において総動員物資とは次にあげるものをいう。

- 一 兵器、艦艇、弾薬その他の軍用物資
- 二 国家総動員上必要な被服、食糧、飲料及飼料
- 三 国家総動員上必要な医薬品、医療機械器具その他の衛生用物資及び家畜衛生用物資
- 四 国家総動員上必要な船舶、航空機、車両、馬その他の輸送用物資
- 五 国家総動員上必要な通信用物資
- 六 国家総動員上必要な土木建築用物資及び照明用物資
- 七 国家総動員上必要な燃料及び電力
- 八 前各号に掲げるものの生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置その他物資
- 九 前各号に掲げるものの他、勅令で指定する国家総動員上必要な物資

第三条 本法律において総動員業務とは次に掲げるものをいう。

- 一 総動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に関する業務
- 二 国家総動員上必要な運輸又は通信に関する業務
- 三 国家総動員上必要な金融に関する業務
- 四 国家総動員上必要な衛生、家畜衛生又は救護に関する業務
- 五 国家総動員上必要な教育訓練に関する業務
- 六 国家総動員上必要な試験研究に関する業務
- 七 国家総動員上必要な情報又は啓発宣伝に関する業務
- 八 国家総動員上必要な警備に関する業務
- 九 前各号に掲げるものを除く他、勅令で指定する国家総動員上必要な業務

第五条 政府は戦時に際して国家総動員上必要と認めた時は、勅令の定めにより帝国臣民及び帝国法人その他の団体を、国・地方公共団体又は政府の指定する者の行う総動員業務に協力させることができる。

第六条 政府は、戦争時に国家総動員上必要な時は、勅令によって労働者を雇ったり、解雇したり、また、その者の賃金などの労働条件に対しては必要な命令を出すことができる。

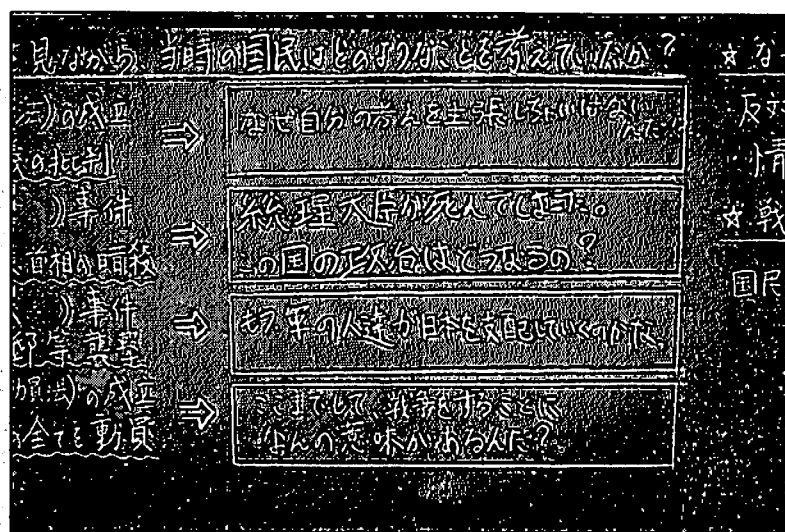
第八条 政府は、戦争時に国家総動員上必要な時は、勅令によって物資の生産、修理、配給、譲渡、その他の処分、使用、消費、所持及び移動に対して命令を出すことができる。

第十一条 政府は、戦争時に国家総動員上必要な時は、勅令によって会社の設立、資本の増加、合併、目的変更、社債の募集もしくは第二回以降の株金の払い込みを制限したり禁止したりできる。また、会社の利益の処分、償却その他の経理に対して必要な命令を出すことができる。また、銀行、信託会社、保険会社その他勅令によって指定する者に対して資金の運用、債務の引き受けもしくは債務の保証に対して必要な命令を出すことができる。

【資料8】学習の様子

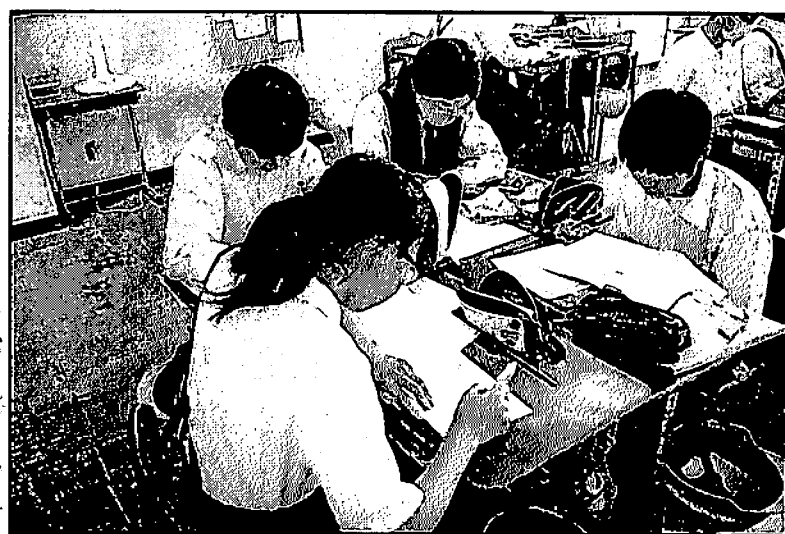


戦争へと向かう経緯やその状況下でのできごとを確認しながら学習を進め、そこから推測される国民の感情に視点を置いて、国家総動員法の意義について考えた。



当時の国民の感情の部分から法と戦争との関連性に気づいているため、それが与える影響に不安を抱いている様子が分かる。

現代では考えにくいことがおきていた当時の社会情勢を理解するとともに、国民の意見が以下に大切であるかということに気づいている。



グループごとに話し合い活動を行い、積極的に意見交換をしたり、個人でもじっくりと考えている姿勢が見られた。

V 手立て(2)「不平等条約改正」に関する授業

【資料9】生麦事件と大津事件の概要

生麦事件(1862年)

生麦村(現神奈川県横浜市鶴見区生麦)付近において、薩摩藩主島津茂久(忠義)の父・島津久光の行列に乱入した騎馬のイギリス人たちを、供回りの藩士たちが殺傷(1人死亡、2人重傷)した事件である。尊王攘夷運動の高まりの中、この事件の処理は大きな政治問題となった。

大津事件(1891年)

日本を訪問中のロシア帝国皇太子ニコライが、滋賀県滋賀郡大津町(現大津市)で警備にあたっていた警察官の津田三蔵に突然斬りつけられ負傷した暗殺未遂事件である。まだ発展途上であった日本が武力報復されかねない緊迫した状況下で、行政の干渉を受けながらも司法の独立を維持し、三権分立の意識を広めた近代日本法学史上重要な事件とされる。

【資料10】パワーポイント資料

不平等条約改正

～ 多くの年月を費やした
要因は何だろう? ～

不平等条約を改正するための政府の取り組み

○富国強兵の実施

(学制・地租改正・徴兵令)

○岩倉使節団の派遣

○殖産興業の実施

(鉄道開通・富岡製糸場での大規模生産など)

○欧化政策(鹿鳴館での舞踏会など)

○大日本帝国憲法の制定 など

日本が目指したのは...

★日本を、『近代化』させること!

↓ 条約改正を求めるきっかけは?

1886年 ノルマントン号事件

↓

1894年 日英通商航海条約 の締結

江戸時代: 生麦事件(1862年)

薩摩藩主の父、島津久光の一行が京都に向かっている途中、行列の前を横切ったイギリス人を斬りつけ、一人が死亡し、二人が怪我を負った事件。

明治時代: 大津事件(1891年)

日本を訪問中だったロシア皇太子のニコライが、滋賀県の大津で警備をしていた巡査: 津田三蔵に斬りかかれ、怪我を負った。

2つの事件の違いは何だろう?

	生麦事件	大津事件
加害者は どうなった?		
何をもと にした判決?		
国(政府)の 対応は?		

〔歴史〕 不平等条約改正

月 日 ()

⑤ 改正までに多くの年月を費やした要因は何だろう

氏人 []

1. 不平等条約とは？

1858年 日米修好通商条約

… 日本に関税自主権が無く、外国に領事裁判権を認めた条約
(※安政の五力国条約で、蘭・露・英・仏とも同様の条約を結ぶ)

2. 不平等条約を改正するために、政府が行ったことを書き出してみよう。

・	・
・	・
・	・
・	・



つまり、政府がめざしたのは、日本を『 』させること！



国民が条約改正を求めるきっかけは…

1886年 () 事件



…イギリス船ノルマントン号が和歌山県沖で沈没し、日本人乗客が乗客全員が水死した事件。イギリスの領事裁判所は、イギリス人船長に対して、軽い罰を与えただけだった。



1894年 () の締結

…イギリスとの間で領事裁判権の撤廃を認めた条約。
陸奥宗光（外務大臣）が結ぶ。



3. 不平等（日米修好通商）条約の締結から、改正まで長い年月がかかったのはなぜ？

--

4. 江戸時代と明治時代におきた、2つの事件を比べてみよう。

【江戸時代】1862年 生麦事件

薩摩藩主の父・島津久光は、役目を終えて京都へ戻っている最中、一行が生麦村にかかった時、たまたま川崎大師を見物に行こうとしていたイギリス人4人が乗馬のままこの行列の前を横切った。彼らは大人行列の前を馬に乗ったまま横切ることが極めて無礼な行為であるということを知らなかった。一人の武士が、こんな所を通ってはいけないと注意したが、もっと気の短い一人の武士は4人に斬り掛かった。そうするとそれに続いていく者も出てきて結局4人のうち1人が死亡、2人がけがをし、もう一人も帽子と髪の一部を切られた。

命からがら逃げてきた3人から事情を聞いたイギリス人たちがその大人行列にすぐさま報復をとという騒ぎになるが、イギリス代理行使のニールが外交ルートでの決着を図った。ニールは4人が被害にあった場所はイギリス人が遊歩することを許可された地区であったとして幕府と薩摩藩に謝罪と犯人の引き渡し及び賠償金の支払いを要求する。これに対して幕府は何とか穏便にと賠償金を支払いますが、薩摩藩は犯人は不明であるとして要求を拒否した。

このためイギリスは薩摩藩に報復すべく軍艦を派遣、翌年、薩摩湾でイギリス艦隊と薩摩藩船との激しい戦闘が起きた。

【明治時代】1891年 大津事件

日本を訪問中のロシア皇太子、ニコライが、滋賀県大津市で警備の巡査・津田三蔵に突然斬りかかれた。幸いなことに津田巡査はすぐに取り押さえられ、皇太子も額に2ヶ所傷を負っただけで命に別状はなかったが、数日後帰国する。

当時、日本はまだ弱小国であり、相手は大ロシア帝国ということで政府は震え上がり、明治天皇が事件の2日後には、京都に駆けつけて皇太子の宿舎を訪問しお見舞いをするとともに、全国に鳴り物自粛の通達が出るなど、日本中が大騒ぎになった。

政府は更にロシアに対して謝罪の意を明らかにするため、津田巡査を死刑にすべく裁判所に圧力を掛ける。

しかし、法的に見ると被害者が日本の皇族であれば死刑を宣告することが可能だったが、相手は外国の皇族であり、法律上は一般人と同じ扱いになる。したがって怪我を負わせただけに死刑を宣告することは法的には無理があった。このため裁判を担当した大審院（現在の最高裁判所）院長の児島惟謙は法治主義遵守の立場から政府の圧力をはねつけ、法定刑内で「無期懲役」の判決を下した。この事件はこのことにより、児島が司法の独立を守った事件として語り継がれることになった。

5. 2つの事件の違いは何だろう？

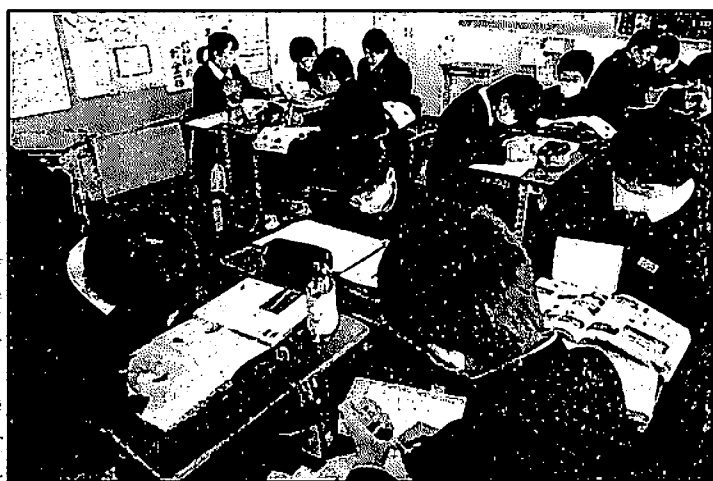
	生麦事件	大津事件
加害者は どうなった？		
何をもとに した判決？		
国（政府） の対応は？		

6. 法律が社会に与える影響はどんなことだろう？

【資料 12】学習の様子

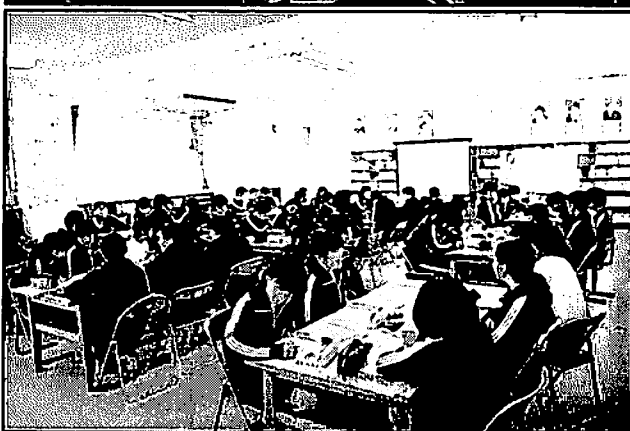
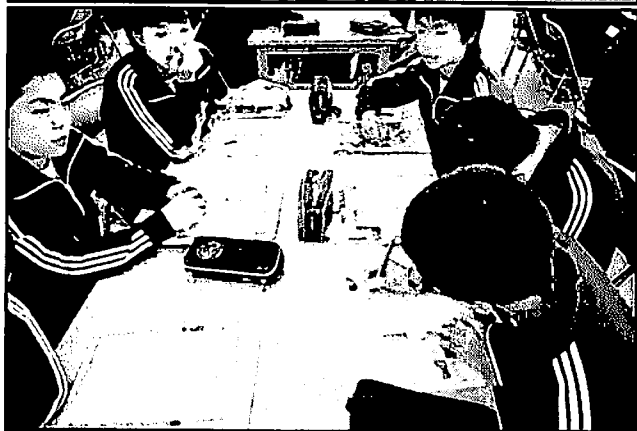
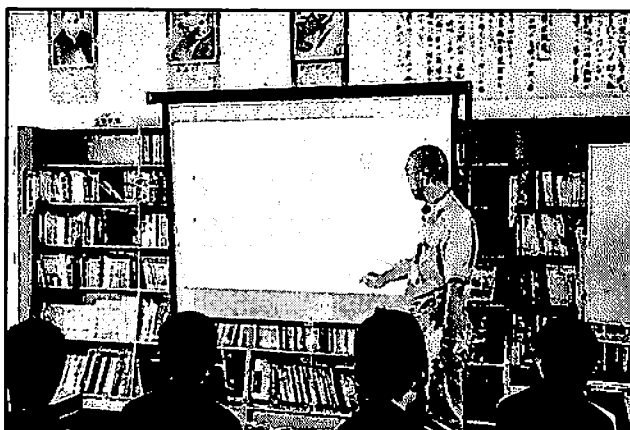
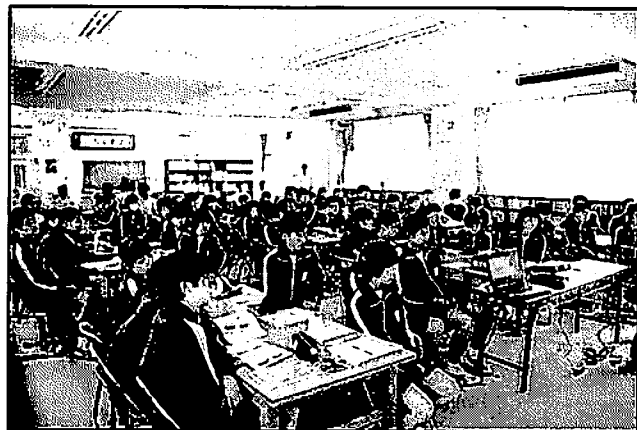


不平等条約が改正するまでに長い年月がかかった理由を、それまでの歴史の学習からしっかりと推測できている。一方で、日本の制度や国力の未熟さが原因だと予想している生徒は、ほんのわずかであることが分かる。

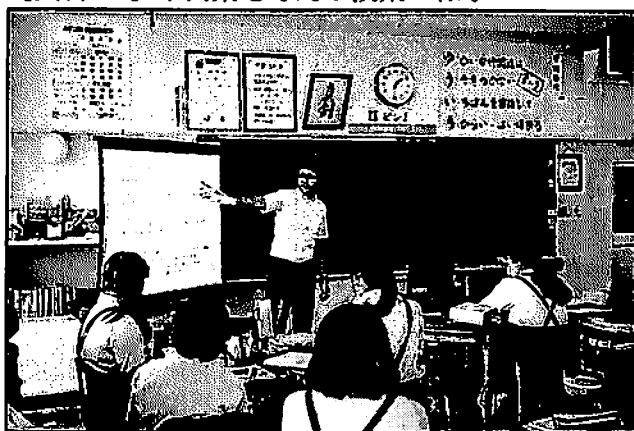


意図的にグループ編成をすることで、事例を比較するという少し難しい内容についても、意見の偏りがなくなり、支援を必要とする生徒に対しても、生徒どうして助け合いながら話し合いを進めることができた。

Ⅵ 手立て（３）「まちづくり条例」に関する授業
 【資料 13】 茂原市職員出前講座の様子



【資料 14】 条例案を考える授業の様子



【資料 15】条例案作成に関する指導案（展開）

第3学年2組 社会科 学習指導案

指導者 佐倉祐一

1 題材人 決まりの評価と見直し

2 本時の指導

(1) 目標

茂原市「まちづくり条例」に関する出前授業をもとに、多様な考え方や価値観の違いがあることを理解し、よりよい社会の形成に必要なことについて話し合い、新しい条例の内容について考えることで、社会参画の意欲を高める。
(社会的事象への関心・意欲・態度)

(2) 展開 (5/7)

学習活動と内容	時配 (形態)	指導上の留意点・評価 ◎は評価 (観点：方法)	資料・教具
1 前時の復習として、まちづくり条例に関する確認を行う。 ・制定された社会的背景 ・制定に関わった機関や経緯 ・含まれている内容 ・中学生との関わり	7分 (一斉)	・前時(茂原市職員出前講座)の内容について、補助発問を交えながら確認をする。 ・他の自治体で制定されている条例との違いや、特徴をおさえる。	視聴覚機器 出前講座で用いた資料
2 学習問題をつくる	3分 (一斉)	・生徒の発言を利用しながら、学習問題をつくる。	ワークシート
自分たちの手で、よりよい茂原市をつくるためには、どのような決まりやルールが必要か。			
3 よりよい社会(茂原市)を形成していくために、必要だと考えられる条例について、テーマを絞ってグループで考える。 ・自転車通学に関する条例 ⇒ 通学路の交通規制の拡大 ・町おこしに関する条例 ⇒ 高速道路や企業のイベントとタイアップした企画の開催 ・茂原の財政に関する条例 ⇒ 税金を上げる代わりに公共施設の拡充 ・政治参加に関する条例 ⇒ 中学生の意見を聞く機会の設置 など	25分 (班別)	・中学生に関わる条文(第14条)の内容について触れる。 ・現実離れた話し合いにならないように、机間指導をしながら適宜、アドバイスを行う。 ・予算や経費に関しても触れながら話し合いをさせる。 ・条例を制定する理由や根拠になる部分について明確にさせる。 ◎他人の意見を踏まえながら、よりよいまちづくりに向けて、前向きかつ建設的な話し合いができているか。 (関心・意欲・態度：観察)	ホワイトボード ワークシート
4 考えた条例についてグループごとに発表し、質問や意見を通して内容について推敲する。 ・予算の見直し ・担い手(企業等)の検討 ・実施時期や計画の検討	13分 (班別)	・聞く姿勢を整えさせた上で、他人の意見を否定せず、前向きに捉えるように指導・助言する。 ・他のグループの意見や、内容を通して内容の精選を図る。	ワークシート
5 本時のまとめとして、決まりを見直す意義やその方向性についてまとめる。	2分 (一斉)	・次の授業において、各グループが考えた条例を、提言書の形でまとめることを説明する。	視聴覚機器

私たちが考えた条例案

1. 条例の人称

「七夕快適条例」

2. 条例制定の理由

私達4人は、毎年催されている茂原の七夕まつりにおいて、路上にゴミを捨てるなど、マナーを守れていない人が多く見られると感じている。

そこで、七夕まつりの顧客が快適に過ごせるような内容の条例があると便利だと考え、この条例を作成した。

3. 条例の内容

①七夕まつりで楽しんだら、顧客全員でゴミ拾いをし、会場を綺麗にする。

- ・この活動は、3時間おきくらいに実施する。
 - ・ゴミ袋代は、七夕まつり実行委員会が事前の店頭などに協力してもらい、そこから支出する。
 - ・ゴミ拾いの参加者には、茂原市から激励の意を込めて、細やかな参加賞を配布する。
- これらの活動は、業者を呼んで掃除するよりコスト削減すると見込む。

②阿波踊りやよさこいなどの路上での芸当を見る為の場所を、コーンなどを設置して顧客にわかるようにする。

→場所をしっかりと決めないと、芸当を見たい人と通路を通りたい人とでお互いに不便になる為。

③一定の箇所に、水の出る扇風機を設置する。

→七夕まつりが行われる日は気温が高い可能性が高く、熱中症を予防する為。
また、会場の冷却化で顧客の誘致を図る為。

私たちが考えた条例案

1 条例の人称

「商店街活性化積み立て条例」

2 条例制定の理由

茂原市は商店街に人が少ないという現状にあり商店街を活性化させ他の地域の人々にも茂原市に来てもらい、老若男女だれでも楽しめる商店街をつくる必要があるから。

3 条例の内容

①商店街活性化に必要なお金を集める



- ・ 市民税を上げる。(1 %ほど)



- ・ 上げた分のお金を10年間程積み立てて、そのお金を活性化にあてる。

②商店街の活性化をめざす



- ・ 外観を新しくする。

※茂原市にある建築・塗装関係の会社に依頼する。

- ・ 変わったお店で、他の地域の人に気軽に足を運んでもらえるようにする。

※他地域への広告として、市のホームページに掲載する。

- ・ ツイッターなどのSNSなどを通して宣伝を行う。

※この管理は市の広報課等が行う。

- ・ チラシを他地域のお店などに貼らせてもらう。

※チラシは中学生がつくる。

【資料 18】田中豊彦市長へ条例案を提出する様子



市長室にて、代表生徒から市長へ条例案の内容と、出前講座の感想、学習全体について簡単に説明し、市長からの質問に答えている様子。

(左奥) 代表生徒
(中央) 代表生徒
(右) 田中豊彦市長
(手前) 教育長



左から教育長、生徒、市長、生徒、指導者、教頭